

[資料] 防災会議条例

(昭和38年6月29日条例第27号)

(この条例の目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、宇部市防災会議（以下、「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 宇部・山陽小野田消防組合の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (11) その他市長が特に必要があると認めて任命する者

6 委員の定数は、25人以内とする。

7 委員(第5項第5号から第7号までに掲げる者を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門委員の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事

項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和45年6月30日条例第33号）

この条例は、昭和45年7月1日から施行する。

附則（昭和45年10月1日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和46年8月14日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年6月24日から適用する。

附則（昭和48年10月13日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和50年7月22日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成4年6月23日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成12年3月27日条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月27日条例第6号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際に改正前の第3条第5項の規定により任命されている委員（同項第4号から第6号までに掲げる者を除く。）については、この条例の施行の日をもって、改正後の第3条の規定により任命されたものとみなす。

附則（平成二十三年十二月二十八日条例第二十六号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年十二月二十一日条例第三十七号）

この条例は、公布の日から施行する。